(7)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

(8)　支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額

二　被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第三号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ　（略）

ロ　次の(1)から(8)までに掲げる額の合計額

(1)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(2)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(3)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(4)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

(8)　支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る法の規定による特定流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三十第二項及び第三項並びに第三十六条の三十六の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令

（経理原則）

第一条　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第二条　法第三十六条の二十八の特別の会計（次条及び第十五条第一号において「流行初期医療確保措置特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の内容）

第三条　流行初期医療確保措置特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一　第八条第二項の経費の指定

二　第九条第一項ただし書の経費の指定

三　法第三十六条の三十二第一項の規定による長期借入金の借入れの限度額

四　その他予算の実施に関し必要な事項

(7)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

（新設）

二　被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第三号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ　（略）

ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(2)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(3)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(4)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7)　支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

（新設）